

# 原発いらいん！ 山ロネットウララ



2020年5月の報告

カ388号

## 次の集り

2020年6月14日(日) 13時30分

場所 周南市市役所シビック文化交流室

マスクをして来て下さい。検温してから来て下さいとのことですよ。

コロナ禍の中、皆様お変わりありませんか。

会場が肉鎖されたため、4月5月の例会は中止。通信も印刷をする市民活動支援センターの肉鎖で4月号は休みました。スしぶりが会いやすのが楽しみですよ。

小中さんは「上関原発いらない」の辻まぢを交わりなく続け、4月29日には、田の浦のつどいの家々の草刈り、屋内の清掃もして下さったそうです。現地では

「藪井の集落を抜けたところの狭い坂道の拡幅工事を中電ははじめたおり、トンネルを抜けたところ、海側にフロックを積みあげる道路工事も連休中も休まず続けたらどうぞ。

中電は昨年の暮、断念した田の浦の海のボーリング調査を、4月には再開すると予告していましたが、20年4月16日、10月に再開すると発表しました。

新聞記事です。

20年4月17日

## 上関原発海上ボーリング

## 中電、10月以降に再開

中国電力(広島市)は16日、上関町の上関原発建設計画予定地の海域で計画するボーリング調査について、再開時期は10月以降になるとの見通しを明らかにした。当初は4月以降の再開を予定していたが、現場作業に必要な台船が、9月

までは確保できない状況だという。

中国電力上関原発準備事務所に報道各社に伝えた。ボーリング調査は、東京電力福島第一原発事故後の新規基準を踏まえた追加の地質調査のため、60日海底を掘り下げて活断層

の有無を調べる計画。昨年11月に準備作業を始めたが、反対する住民らの抗議行動や悪天候で作業が進まなかったため、いったん中断して工程を見直している。

県から取得した調査に必要な海域の占有許可は中断した時点で廃止届けを出しており、中国電力上関原発準備事務所は「再開時期が確定した段階で、改めて申請したい」と話している。

(真壁聖直)

「住民らの抗議行動」と報道されますが、祝島の人がちからすれば、ただ漁場に居ただけ」ということ。

代表者 小中 進  
〒742-1513 山口県熊毛郡  
田原町麻郷 2208  
Tel/Fax 0820-55-6291  
振込口座(年会費2000円)  
(郵)01590-5-27469  
口座名「原発いらいん山口ネット」  
作製・印刷  
周防溪谷の自然を守る会  
三浦 翠

中電はボーリング調査をやる、やる」と言っているが

あの海域に対して中電は何の権利もありません。

祝島の人は漁業補償金を一銭も受取っていない。だから祝島の人は、自由漁業許可漁業の権利があります。祝島の人はその権利を行使しているだけです。

さらに、200年に締結された漁業補償契約は民法16条によれば、10年で時効になすりて無効です。

また200年には漁協の組合員でなかった人も、新しく組合員になつています。この人達は何の断りもなく中電がボーリングをして漁業の邪魔をすることは財産権の侵害であり、憲法違反です。

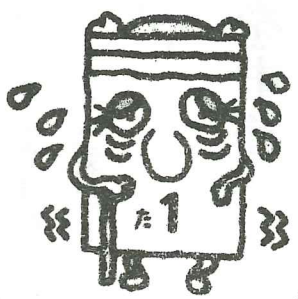
このように、中電があつた海域に勝手に侵入してボーリング調査をすることは、何重にも違法な行為です。

それを許可する山口県の行為も憲法違反です。2009年、10月30日の山口県への申し入れで、山口県は、このことすら知っていなかったことがわかりました。

2009年10月8日、中電が山口県にボーリング調査の許可を申請。10月31日に、山口県がこれを許可。その後、中電は海上で「不願い」をくり返したが、何もできず、2009年12月17日には、中電から県に「海上ボーリング調査のための占有許可廃止届」を出している。

2020年、10月、中電と県はまた同じことをやるのだろうか。

9/6日  
老朽原発うご  
おきな!  
大集会 in おおきな  
南会午後1時  
2時半からテモ  
場所未定





「コロナ」で実現しなかった「3.21上原原発を建てさせない山口大集会」の会計報告です。

収入	
賛同金	313,259
2019年からの くり越し金	537,779
	<hr/> 851,038
支出	
チラシ・ポスター	148,980
印刷費	
デザイン料	150,000
講師交渉のため の旅費	24,620
各地実行委員会経費	10,000
会議費、事務員等	17,992
	<hr/> 351,592
差引残高 (2021年10月31日)	499,446

○この外に、11月のボーリングの際の福島ヘリカンパは、  
314,362月でした。

東京電力福島第一原発にたまり続けるトリチウム汚染水の海洋放出に反対する署名を同封しています。

タンクがいっぱいになって海に放出するしかないというのは、安価に問題を片付けようとする政府と原子力ムラが一体となすその宣伝です。

絶対に海にも大気中にも放出しないと決めれば方法はあつたのでは。

石油備蓄並用の大型タンクに移して100年保管すれば、線も下ります。

この宣伝の中心には「原発は絶対に安全」と言い続けたと同じ嘘がこんど盛りです。一度だまされた者はもう一度だまされるとも思っているのでは。

トリチウムは無害もウソ。この原発からも放出しているときの方が濃度が全く違います。しかも、さまざまな核種がまじっています。トリチウムは生体にとつとも危険です。

世論で海洋放出をとめられるよう、署名をとりまく。

○この件について経済産業省では「(意見)コメントを募集集中です。当初5/15までだった提出期限が5/15まで一ヶ月延期されました。

ネットにつながらない方は「処理水、パブコメ」で検索を。



広島で3回となる「伊方原発3号機運転停止の仮処分」が、2020、3月11日広島地裁に申し立てられました。新聞記事です。

### 伊方3号機停止を申請 広島・愛媛の7人、広島地裁に

広島市や松山市など、四国電力伊方原発(愛媛県伊方町)の1300m圏内に住む広島、愛媛両県の7人が11日、同原発3号機の運転差し止めを求める仮処分を広島地裁に申し立てた。

申立書では、四国電が3号機の耐震設計の目安となる地震の揺れ(基準地震動)の加速度を、震度6弱の地震に相当する650ガルとしている点を問題視。愛媛県の地域防災計画は南海トラフ巨大地震が発生した場合、伊方町は震度7(15

○申し立てる代表の山口裕子さんにその気持をまじせたい。だうました。山ロキンは古くからの原発いんげん。山ロネットワの会員です。

審で、広島高裁が運転を認めない決定を出した。四国電は2月、決定の取り消しを求める保全異議と一時的に効力を止める執行停止を同高裁に申し立てている。四国電は「申立書の内容を確認した上で伊方原発の安全性を丁寧に主張、立証したい」とコメントした。

福島第一原発事故処理費用はどのくらい？  
上里尚子さんが調べました。



5月13日、核燃料再処理工場が原子力規制委員会の審査にはば合格。今後パブコメ(意見募集)を経て、正式に合格となる。

パルトニウムが余って困っているのに、なぜ大金をかけて危険な再処理工場を動かしてパルトニウムを作るのか。総事業員は、今でも非月を越える。これは電気料金に上乗せされて、国民の負担になる。

もし稼働すれば、海にも大気中にも大量の放射性物質を出します。

パブコメ(意見)をまじせたい。6月12日まで、「再処理工場、パブコメ」で検索。



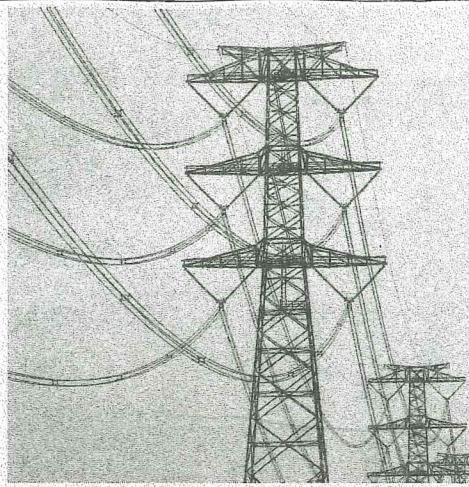
120.4.1 日誌

# 大手電力、送配電きょう分離

## 国が価格競争促す

### 電力改革総仕上げ

大手電力会社が4月1日に送配電部門を分社化する。電力の全面自由化など国の一連の電力改革の総仕上げとなる。新規参入した東京ガスやJXTGエネルギーなどの新電力も送配電網を公平に使えるようにし、価格競争を促す狙いだ。ただ大型発電所を持つ大手が依然として優位な状況が続いており、さらなる制度



大手電力の送配電部門が別会社に

改革が求められそう。電力会社は大きく発電、送配電、小売りの3部門で構成する。発電所で電気をつくり、送配電網を通じて各地に届け、家庭や企業に販売する。4月からはこのうち送配電部門を他部門から分社化する。すでに分社化済みの東京電力ホールディングスと本州から遠い沖縄電力を除く、関西電力など大手電力8社と発電事業者のJパワーが対象だ。例えば関西電力の送配電部門の社名は「関西電力送配電」になる。国は電力改革を3段階に分けて実施してきた。停電を回避するための需給管理を目的に、まず国が2015年に電力広域的運営推進機関を設立した。さらに16年に電力小売りの全面自由化が実現。そして20年4月の送配電部門の分社化による「発送電分離」で一連の改革は区切りを迎える。電力小売りの全面自由化で新規参入が増加。新電力は自由化前に比べ2倍の約650社になり、

家庭向け電気料金も数%程度下がったとされる。ただ全国の送配電網は大手電力が独占。新電力は大手に送配電網の利用料金を払って電力を調達しているが「大手は自社の小売部門などを優遇している」（新電力幹部）との見方もある。送配電網利用料は電気代に転嫁されており、家庭向け料金の3〜4割を占める。4月以降は大手電力の送配電部門が別会社になり、グループ内の情報共有や人事などが厳しく規制される。大手電力と新電力が公平な利用料金の下で競争できる環境が整い、新規参入などが活発になって電気料金の下落につながると思われる。ただ、大手優位は依然として続きそう。多くの新電力は自前の発電所を持たず、大手に比べて価格競争力に劣るためだ。ある新電力の幹部は「発電と小売部門を切り離すなどさらなる抜本的な改革が必要だ」と語る。

中国電力では。

中国電力は1日、送配電部門を分社して中国電力ネットワーク（中電NW、広島市中区）を設立した。転籍した従業員は約5千人と、発電と小売りを引き続き担う中電に残る約4千人を超える規模。国の電力システム改革の総仕上げとなる発送電分離で、新会社は電気の安定供給に加え、新電力などが送配電網を平等に使えるよう仕向ける役割を負う。

(桑田真樹)

理想は「中電の送電会社」ではなく、全国を「道路のような公平に利用できる独立した送電会社」ができることだと思います。ヨーロッパのように。

裁判のこと。

○伊予原発再稼働差止の裁判(本訴)  
(岩国支部)  
2020年6月11日(木)14時  
コロナのため、審尋に切りかえて、報告集会も行われないことになりました。  
次回は、10月29日(木)14時〜です。

○2020.4.17、自然の権利裁判の控訴原告は、「原告適格なし」と却下。最高裁に上告した。新聞

### 上関原発免許取り消し訴訟

### 原告側の控訴棄却

広島高裁

中国電力上関原発(山口県上関町)の建設予定地の海を埋め立てる免許を巡り、自然保護団体や住民たち49人が県に免許取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で広島高裁の三木昌之裁判長は17日、「原告適格がな

い」として請求を却下した。一審山口地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。

埋め立て免許は、公有水面埋立法に基づき県が2008年10月に交付。中電による埋め立て工事が09年10月に始まったが、11年3月の東京電力福島第一原発事故の直後に中断した。免許期限が来るたびに中電が延長を申請し、県が許可。19年7月には23年1月までの延長を許可したが、漁業者の抗議が続く、工事再開に必要な海上ボーリング調査には着手できていない。

原告が提訴したのは、免許交付の2カ月後の08年12月。一審、二審とも訴えを却下され、実質的な審理に入っていない。判決後、自然保護団体の共同代表で原告団長の高島美登里さん(67)は「納得できない。最後まで戦う」と上告する方針を示した。(松本輝)

### 上関原発訴訟 住民らが上告

中国電力上関原発(山口県上関町)建設予定地の海の埋め立て免許を巡り、自然保護団体や住民が県に取







東電・福島第一原発の事故から9年が経ちました。事故の収拾がついたとは、とても思えない状況です。政府にとっては“収拾がついた”と世界に向けてアピールするためのオリンピックだったのでしようけれど、宙ぶらりんになりました。

政府は収拾がついた状態にあると、国民にもアピールしたいのですが、私たちには心配なことがあります。

- (1) 事故処理のための費用はどの位掛かり、その費用をどうするのか。
- (2) 溜まり続けている福島原発現地の汚染水をどうするのか。
- (3) これから増えていくと思われる原発事故由来の健康被害の追跡。殊に、小児甲状腺がんへの対処は。
- (4) 事故原子炉の収拾。

これは、(1)の事故処理のための費用に関することについて考えて見ようとするものです。政府から事故処理費用のトータルが示されたことはありません。示すことができないのが現状でしょう。底なしの費用かも知れません。政府にとってその調達は頭の痛いことと思われま

既にこの4月1日からは、【電気事業法施工規則改正】(2017年10月改正)で、託送料金に《賠償負担金》と《廃炉円滑化負担金》を上乗せする措置を取り、1戸当たり平均18円の徴収となっています。この改正は《省令案》として提示されたために国会審議を通さない姑息な手段で決まっています。

そして表題の《改正特別会計法案》です。今国会に提出された状態になっていますが、嵩んでくる事故処理費用を調達するための法案のようです。問題はいくつかありますが、そのうちの1つが法案提出が【復興】を名目とした法改正の中の一つとして取り扱われていることです。こうなっています。『復興財源確保法・特別会計法の一部改正案』と。その中に「(3) エネルギー対策特別会計に係る所要の措置」として、そーっと差し込んである状態です。この法案のことは3月18日の朝日新聞で2つの面に取り上げられていて知りました。記者さんはよく見つけて、取り上げて下さったと思います。概要を見てください。

エネルギー対策特別会計には、目的の異なる二つの勘定があります。

- ・電源開発促進勘定→原子力政策に使う(電気料金に上乗せしている:年3000億)  
(経産省取り扱い) 既に原発事故関連の中間貯蔵の費用を14年度からは350億、17年度から470億計上している。この措置は閣議決定に依っています。
- ・エネルギー需給勘定→再生エネ・省エネの普及と燃料の安定供給のため(年:8000億)  
(経産省取り扱い) 石油石炭を輸入する業者が税として負担しています。

・・・今回提出される法案は、事故処理費用のためには経産省取り扱いの電源開発促進勘定から賄わなければならないが、そのためには電気料金の値上げが必要となり、消費者の反発を招きかねない。原発事故処理目的と言うことが目に見えてしまう。それを避けるために、環境省取り扱いのエネルギー需給勘定から借入れをして、後で返すという仕組みを作ろうとするのでしよう。

また、これがあたかも、《復興》のための措置であるかのように装っていることに疑念を感じます。この法案を通してしまうと、今後増え続けるであろう事故処理費用の玉手箱になりかねないと思います。石油石炭輸入業者の財源が減って行くこと、また、今後の税率アップを迫られるかも知れないけれど、業者団体はどのような審議で承知したのか、いきさつが記録として残っているのか、借入れの返済についての取り決めはあるのか。など、国民も知る必要があると思います。

こうして、原発事故処理費用が、見えないところで賄われていくのは、社会のモラルハザード、国と東電のモラルハザードそのものに思えます。

国も東電も、原発事故に素知らぬ顔でやり過ぎたい。そのための仕組みを作ろうとしていると捉えなければと思います。

政府による“原発事故素知らぬ作戦”は、まだあります。

・溜まり続ける汚染水海洋放出を、これまで通常運転で排出してきたトリチウム水の排出の延長線上のこととして捉えさせようとしています。何でもありませんよ、今までやってきたことと同じですと。

・これから増えてくるとと思われる小児甲状腺がんのことは、検査しなければ増えたことが見えなくなります。“検査を止めましょう作戦”が福島で始まろうとしていると、現地からの報告があります。

これでは、国ぐるみのバーチャルリアルです。

勝ち進んでいたはずの、大本営発表に似た情景を思います。

原発事故なんて、たいしたことじゃありませんよ。と。

もう信じるのは止めましょう。国のすることだからと諦めるのも・・・

私たちは真実を知らなければ・・・知る努力をしなければと思います。

上関原発の根っこを見る会 上里恵子

『目で見る放射能の形 — 2011年3月東北大地震後の放射能全国散布の真実』による放射能・検査と調査』 — 美澄博雅著

山口市在住の医師美澄博雅さんが、3.11後福島に通いつめられ、福島県内各地で地表の泥や植物をレントゲンフィルムに密着させて放射線に感光させ調べるという事を続けられました。私たちは何度もお話を聞かせていただいたのですが、それを今回標題のような冊子にされました。専門の詳しい(むしろ詳しい)放射線の話もあります。またまた地表ほかに汚染されていることが画像からよくわかります。



20.4.7.中

# 上関町の診療所開業

## 中電原発PR施設転用

上関町は6日、中国電力の原発PR施設を転用した町立診療所を開業した。原発関連の展示物はすべて撤去した上で賃借する。町内には個人医院が1カ所しかなく、医療体制の充実を急いでいた。

「海のまち診療所」と名付け、県からの紹介で山口



中国電力から原発のPR施設を借りて開業した町立診療所

市出身の岡村康平医師(29)が常駐。鉄骨3階建て延べ470平方メートルで1階は待合所、2階は診療室、3階は職員の控室などに使う。水・土曜を除く平日午前8時半～正午に診療する。中電はPR施設「海来館」を1999年に約1億円で開いた。医師確保に

向けた町からの暫定的な借り受けの依頼に応じ、原子炉建屋に使う鉄筋など原発関連の展示物を撤去して改修した。費用約2400万円は賃料に上乗せして町が支払う。

開業初日に訪れた近くの主婦友沢千代子さん(86)は

「年なので遠くの病院にはよう通えん。これまでほとんど使わなかった施設が診療所になって助かる」と喜んだ。柏原重海町長は「高齢者が多く、誰もが安心して暮らせる環境づくりが重要だ」と話している。(堀晋也)

今なら向にハロウ。海とゆる町づくり。

# 瀬戸内海の保全 多様性など提言

## 中環審小委 答申案固める

環境省の中央環境審議会瀬戸内海環境保全小委員会は25日、答申案を議論した。大筋に異論はなかった。今月末に答申をまとめ、国の環境保全策に反映させる考えだ。

答申案は、生物の多様性や生産性の確保▽海しみや気候変動対策▽など4項目で、課題や今後の方策の在り方を提言した。

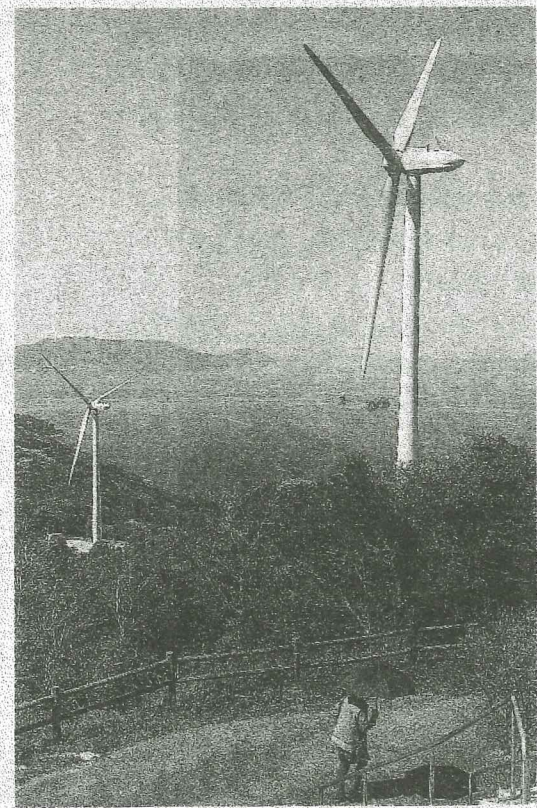
藻類やリンなど栄養塩類が水産資源に与える影響は、湾や灘ごとに異なるため、地域が主体となって栄養塩類濃度の目標値や管理計画を設ける必要性を指摘し

た。島々をつなぐ橋などの景観を生かす取り組みや、広域から集客を見込める芸術活動を展開する際には、県境を越えた連携を促す。

会合はウェブ会議形式で大学教授ら委員13人が出席した。岡田光正委員長(放送大副学長)は「地域と自治体、国が連携して課題解決に取り組んでほしい」と話した。(桑原正敏)

20.4.8 中

# 風力売電 繰り入れ 5000万円



本年度も一般会計に5千万円を繰り入れた上関町の風力発電の風車

## 収入は目標2割下回る

### 上関町 原発に頼らぬ財源づくり

上関町は、2年目を迎えた風力発電による売電事業で本年度も一般会計へ5千万円を繰り入れる。手探りでスタートした昨年度は、慎重な稼働で停止が多かったことなどから売電収入は目標を2割下回る見通し。町は原発に頼らない自主財源づくりの試みとして、より安定した稼働を目指す。(堀晋也)

売電事業は1年で977万4千円を中国電力に売り、2億3400万円を得る目標。町によると、2019年度の発電量は777万2326キロワット時と目標の約8割にとどまった。初年度だけに慎重な稼働や点検、調整が重なった。また、発電の一部を風車の羽根を動かしたり、ギアを温めたりするために使うことを考慮していなかったため、実際の発電量は当初見込みより少なくなるといっている。ただ、採算ラインは超えており、風力発電の特別会計から繰り入れを決めた。本年度の売電収入の目標は年2億2000万円。柏原重海町長は「初年度は手探りだったが、安定した稼働ができるのは2年目からと考えている。本年度の稼働が正確な収入を知る上で重要な年」と話している。

中国電力の上関原発建設計画が進まず巨額の交付金が見込めない中、町は、自主財源を確保する狙いで約20億円かけて出力2千キロワットの風車2基を同町長島の上盛山に建設。20年かけ建設費を回収した上で15億円の収益を見込んでいる。

本の紹介  
「地球温暖化説はSF小説だ」との警告「べき実態」広瀬陸若  
温暖化→炭酸ガス→原発という宣伝がジワジワと息を吹き返しつつあることに改めて警鐘を鳴らす。  
日本では報道されなかったフウサイト事件のことは改めて誰もか知らなければいけないことだと思ふ。



# 高校生が原発の映画制作

## 賛成・反対双方の橋渡しに

### 専門家や被災地取材「関心持つて」

「原発について知っても、さまざまな専門家に取材する、賛成、反対両派の橋渡しのドキュメンタリー映画「渡しをしたい」」。東京都「日本一大きいやかんの話」の高校生が原発について(50分)を制作、市民団体の



観客に語り掛ける矢座孟之進さん(右から2人目) 11月7日、東京都練馬区

が、原子核工学が専門の大学教授や東京電力の原発担当者を訪ねるほか、東日本大震災の被災地などに足を運ぶ。多角的な取材を通じて、原発の構造や事故後の安全対策、有用性の一方で、事故の被害や危険性についても考えを深めていく様子が描かれる。

制作したのは東京学芸大学付属国際中等教育学校6年(高3)の矢座孟之進さん(17)ら同校生徒3人。費用はお小遣いやお年玉から捻出した。映画は昨年12月の「高校生のためのeiga world cup 2019」(NPO法人映画甲子園主催)の自由部門で最優秀作品賞に選ばれた。映画では原発についての知識が少ないうえ、映画は賛成と反対の立ち位置と関係なく、原発に

対と賛成が平行線、これまで相手とちゃんと理解できず、自分の意見も通じない感じがしたのは初めてで、橋渡しをしたいと思っただけと話した。

当初は何となく原発推進に賛成だったという矢座さん。取材で賛成と反対のさまざまな立場の人の話を聞く中で、原発の是非について考えるための知識が足りていなかったことを自覚する。映画は賛成と反対の立ち位置と関係なく、原発に

映画は毎月26日に埼玉県の所沢市でもと福祉の未来館で上映。2〜3月に練馬区で開かれる江古田映画祭でも披露され、最優秀作品賞に選ばれた「高校生のためのeiga world cup 2019」(NPO法人映画甲子園主催)のホームページでも鑑賞できる。

(この部分は新潟日報より)

3.11の直後福島県各地で「ニコニコしている人には放射能は来ません。」

(ほんけんはつ新聞) 2020年4月号より

## 山下俊一氏証人尋問

### ウソは承知で県民をだます

水戸喜世子

(子ども脱被ばく裁判の会共同代表)

「子ども脱被ばく裁判」は福島地裁で3月4日、山下俊一福島県危機管理アドバイザーの証人調べをもって審理は終了した。私たちの裁判では4人の証人を立てた。元京都大学技官の河野益近氏と郷地秀夫東神戸診療所長が、原告の子どもたちが暮らす環境には放射性セシウムが不溶性微粒子の形で土壌に存在して、それを吸入したら、時には数十年にわたって体内に滞留するので、ICRP基準の従来の生物学的半減期の概念はもはや通用しないと証言された。子どもが義務教育を受ける場として居住し続けること自体、極めて危険であると証言されたのである。風の強い日や、行き交うダンブカーが巻

き上げる砂埃から子どもを守れと声を大にして訴えたい。この裁判のもう一つの柱は、無用の初期被ばくを強制した行政の罪を追求すること、根拠のない安心論をふりまいて避難を思いとどまらせ、外遊びを奨励した山下俊一氏(事故当時は県放射線健康リスクアドバイザー)の証人尋問は避けて通れない原告の悲願であった。紙面の関係で一つ一つのやり取りをお伝え出来ないのが残念だが、100ミリシーベルト安全発言、1ミリシーベルト1遺伝子切断発言など8つの大ウソのすべてについて、あっさり

と即座に間違いを認め、謝罪すらした態度は傍聴人を唖然とさせた。

事故を小さく見せ、福島から人を逃がさないという目的の為にウソは承知の上で県民をだましたのである。このことを準備書面の中で「国の緊急時のクライシスコミュニケーション」であるとして正当化している。こんな医師が国の放射線医療の最高責任者の地位にあり、子どもの命を左右しているのである。

鈴木真一福島県立医科大学教授の尋問からは、甲状腺がん多発と放射線は因果関係がないという見解に根拠がないことがいっそう明白になった。詳細については「子ども脱被ばく裁判弁護団のページ」(https://fukushima-sokaisai-ban.blogspot.com/)をぜひお読みください。



県内でもメガソーラーに困っているところがある。市や町で事例を作るといいう法は、ほらしい。

120.5.5.日経

# メガソーラー、環境と調和して

福島県大玉村村長 押山 利一

福島県大玉村は2019年12月の定例村議会で、大規模太陽光発電施設(メガソーラー)の設置に伴う乱開発の防止、村の自然や景観の保全を目的とした条例を可決した。同年6月の「大規模太陽光発電施設の設置を望まない宣言」を具体化したもので、こうした条例は全国でも珍しいようだ。

村は中通り地方に位置し、安達太良山のもと、古き良き日本の原風景を残したような里山や豊かな田畑などの景観を何より地域の誇りとしてきた。自然環境との調和を村づくりの第一とし、1996年には「ふるさと景観保護条例」を制定し、2014年に「日本で最も美しい村」連合に加盟した。

村で設置が増えたのは00年代前半以降だ。太陽光が降り注ぐなど、景観保全に配慮した措置を取ることを盛り込み、最終的に村の心配も強まった。

メガソーラーを巡っては、全国でも立地地域の住民などのトラブルが起きている。稼働から数年後に適正に施設が廃棄されるのかといった問題、森林伐採の加速による土砂災害などへの懸念だ。環境や地域の暮らし、歴史・文化を踏まえたい心ない事業者による開発への不満も高まっている。

条例では、事業者は事前に地域住民に建設計画を説明することや景観保全に配慮した措置を取ることを盛り込み、最終的に村の同意を得ることを求めている。国も地域の防災や景観への影響、住民に配慮した建設のあり方の検討を始めている。

県は東京電力福島第1原子力発電所事故を踏まえ、40年までに再生可能エネルギー供給の割合を100%にするビジョンを策定している。村も12年に再生エネルギー促進の村の宣言をし、住宅用太陽光発電設備の助成や小水力発電への支援も積極的に実施している。

村は再生エネ支援の姿勢には反対の立場ではない。村の自然や環境、住民の暮らしが脅かされることにつながる可能性がある開発には厳しい目を持ち、警鐘を鳴らす必要があるという考えだ。村と同じような思いを持つ地域とともに、歩みを進めていきたい。

120.5.14中口

# 核燃サイクル行き詰まり

## 再処理工場審査「合格」

## 原発利用縮小 国際批判も

日本原燃の使用済み核燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)が、原子力規制委員会の審査に事実上合格した。原燃の申請から6年余り。燃料から取り出したプルトニウムを利用する「核燃料サイクル」を目指す国や電力業界は進展を歓迎するが、既に原発利用は縮小。核兵器に転用可能なプルトニウム製造は国際的な批判も招きかねず、合格してもサイクル政策の行き詰まりは否めない。専門家は「再処理の必要性はなくなっている」と見直しを求めている。

(3面関連)

「長く時間がかかったと率直に思います」。合格証に当たる審査書の案を取りまとめた直後の記者会見で、更田豊志委員長は淡々と振り返った。

**前例なく手探り**

再処理工場は原発に比べ機器の数が多く、放射性物質が施設内に分散しているのが特徴。燃料を化学処理する工程は複雑で、地震な

どの際、複数箇所と同時に事故が起きる可能性がある。商業規模の再処理工場は国内に一つしかなく、原燃は「審査に挑む」先頭で唯一のバッター(更田氏)。知恵を借りる同業他社も前例もなかった。初めてなのは規制委も同じで、更田氏は「どこまで重大事故を考えるか、手探りの部分があった」と語った。

プルトニウムを燃やしながら増やせる高速増殖炉があればウランの節約につながる。数千年分のエネルギーを確保できる。国は原発導入当初から核燃料サイクルに夢を託したが、高速増殖炉は原型炉もんじゅ(福井県)の廃炉で開発の見通しが立たない。

「(再処理工場は)全国の原発立地自治体の期待を背負っている」。サイクル

政策を担う経済産業省の中堅幹部は強調する。サイクルが回らない中、各地の原発には使用済み燃料がたまり続け、地元自治体から搬出を求める声が高まっているためだ。

国や業界が恐れるのは、各原発で燃料を保管するプールが満杯となり、稼働停止に追い込まれる事態。青森県や六ヶ所村は、サイクルが実現しないのなら、工

場に搬入済みの約3千トンの燃料を送り返す構えで、そうなれば各地の原発でプールはあふれる。

東京電力関係者は「電力会社の本音は(再処理せず)燃料を地下に埋める(直接処分)だが、それを言った瞬間に原発が止まってしまふ」と苦しい内情を明かす。

「必要性はない」

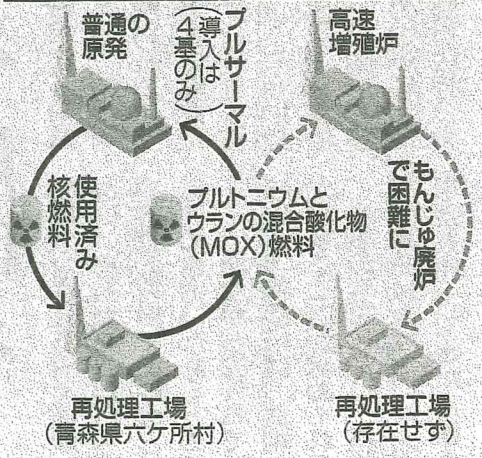
高速増殖炉の代わりに普通の原発でプルトニウムを消費する「プルサーマル」もあるが、導入は4基のみ。このまま再処理を進めればプルトニウムの保有量が増え、国際社会の懸念が強ま

るといふ難題を抱えることになるが、経産省関係者は「再処理推進の方針は決まっている。粛々と進めるだけ」と、にべもない。

原子力委員会の委員長代理を務めた長崎大の鈴木達治郎教授は、世界的に原発利用は停滞し、ウランは余

節約のためにサイクルが必要だといふのは説得力がない。まず現在保有する約46千トンのプルトニウムを削減しなければならず、再処理の必要性はない」と話す。燃料の保管場所を別途確保しながら「直接処分も考えた方がよい」と、政策の見直しを訴えた。

### 核燃料サイクルの現状





# 東電刑事裁判無罪判決 誤りの根源は何か 原発に求められる安全性を切り下げたことが永渕判決の本質

海渡 雄一

(福島原発告訴団弁護士・被害者参加代理人)

## 永渕判決は原発にどのようなレベルの安全性を求めたか

2019年9月19日、私たちは、東京地裁刑事4部(永渕健一裁判長)が大法廷で、勝俣氏、武黒氏、武藤氏の3名の被告人に対して無罪判決を言い渡すのを聞いた。これから、8か月が経過した。秋には控訴趣意書が提出されるだろう。控訴審の開始は来年に持ち越すと思われる。

この判決の誤りの根源は何だろうか。判決は、結論において、「自然現象に起因する重大事故の可能性が一応の科学的根拠をもって示された以上、何よりも安全性確保を最優先し、事故発生の可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じるということも、社会の選択肢として考えられないわけではない。」としつつ、「当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない。」と判断した。

## 原発は絶対安全と宣伝していた国と電力

しかし、原発の立地地域の住民は覚えているだろう。原発を推進する際の決まり文句

**Q 大地震や津波が起きても原子力発電所は大丈夫?**

**A** 原子力発電所は大きな地震にも、津波にも耐えられる設計にしています。また、厳しい規制が課せられた場合には、全ての発電所に対して対策を行うなど、より安全を担保した取り組みを行っています。

耐震設計  
緊急時対応  
安全確認

(電気事業連合会発行『CONSENSUS原子力2008』より)

は、「原子力技術は安全」「安い」というものだった。1975年にアメリカ原子力委員会(AEC)から付託された『原子炉安全性研究』いわゆるラスムッセン報告によれば、原子力発電所における大規模事故の確率は、原子炉1基あたり10億年に1回であると説明された。同じような説明が国内でも繰り返された。日本における原発訴訟の始まりを告げた伊方原発訴訟における論争においても、国が証人申請した内田秀雄元原子力安全委員長は原発については絶対的ともいえる安全性が確保されていると証言した。

## 原発事故が取り返しのつかない深刻なものとなりうることを認めた伊方判決

1992年の伊方最高裁判決では、原告らの請求を棄却する判決が言い渡され確定した。この判決を読み直してみると、相対的な安全性が確保されていればよい、行政訴訟においては基本設計に判断を限定する、などの論理には異論もある。しかし、原子力災害の持つ取り返しがつかないという性格を踏まえ、かなり高いレベルの安全性確保を原子力発電に対して要求したものであったことは間違いない。

判決では、安全審査は「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行うものであるとし、「現在の科学技術水準に照らし、(中略)具体的審査基準に不合理な点があり、(中略)具体的審査基準に適合するとした

(中略)調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、」違法と判断するべきであるとした。

高橋利文最高裁調査官によって書かれた判例解説においても、スリーマイル島とチェルノブイリ事故の発生を引用し、「事故以来、原子力発電の安全性に関する社会的関心は、次第に高まってきているようである。」としていた。この判決には原発の安全性を懸念する市民の声が、一定反映していたといえる。

## 指摘されていた自然災害に対する原発の脆弱性

自然災害に対する原発の脆弱性は1995年の阪神・淡路大震災、2004年末のスマトラ島地震・津波などによって原発を巡る安全論争の中心課題となった。神戸大学の石橋克彦教授は、地震によって原発事故が起きると「原発震災」に発展し、道路が寸断され、原発事故被害からの避難も不可能になると警告した。石橋教授は、日本列島は百数十年周期で大規模な地震が繰り返す地震活動期を迎えるが、日本に原発が一斉に建設された1960—80年代は例外的に地震静穏期にあたり、地震災害への対応を閑却して原発の設計と建設が行われ、地震活動期に対応できないことを厳し

く指摘した。そして、地震科学の発展により、これまでの原発の設計基準とされていた耐震設計では、原発を襲う可能性のある最大の地震動(基準地震動)を超える可能性があることが指摘された。

2006年に制定された新耐震設計審査指針による基準地震動Ssは、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響をあたえるおそれがあると想定することが適切な地震動」であり、「策定過程に伴う不確かさ(ばらつき)を考慮する」ものとされた。

## 伊方最高裁判決すら否定した永渕判決

2002年には、福島沖でも津波地震が発生する可能性があることが政府の地震調査研究推進本部(推本)によって指摘された。2004年末にはスマトラ島沖地震による大津波でインド南部のカルパカムにある原発が大津波に襲われた。2006年9月13日に、保安院の青山伸、佐藤均、阿部清治の3人の審議官らが出席して開かれた安全情報検討会では、津波問題の緊急度及び重要度について「我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。」と報告されていた。しかし、対策はとられな

検討課題	インド津波と外部止水 (2004年12月26日のマドラス2号機停止)
経緯	スマトラ沖地震による津波によりマドラス2号機では海水が取水トンネルを通過してポンプハウスに入り、結果的に非常用プロセス海水(EP6W)ポンプは海水に没水して運転不能となった。 我が国において関連対応の現状を把握しておく必要がある。
我が国の現状と問題点	「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」(平成2年8月)、「指針2. 自然現象に対する設計上の考慮」あり。但し、津波・高潮・洪水については、発電所がそれらの影響を受けないことを示すこととしており、設計基準洪水(DSF)の考え方はなし。(設計上の対応: ・設計水位において原子炉の安全性が損なわれないこと一発電所敷地の水没防止、海水系の機能喪失防止、・敷地周辺の地震津波の調査による設計津波波高の推定; 被害津波、積潮記録、津波のシミュレーション解析、・具体的対策: ①敷地地盤面の決定(地形・地盤条件、プラント配置、土木工事条件等も考慮)、②防波堤の設置及び必要に応じて遮断出入口に防護壁の設置、③原子炉冷却系に必要な海水確保(海水ポンプの津波時機能確保))
緊急度及び重要度	我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。

(原子力安全・保安院「第54回安全情報検討会」資料「進捗状況管理表No.8」より)



かった。

2008年2月には推本の長期評価に対応する方針が「御前会議」でいったん確認され、3月には、推本の長期評価に対応し、明治三陸地震が福島沖で発生した場合、13.7m～15.7mの津波が襲うというシミュレーション結果が得られた。この結果は、土木調査グループから6月には、武藤副社長らに報告され、同氏は非常用海水ポンプが設置されている4m盤(0.P.+4メートルの地盤)への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可など、機器の対策の検討を指示した。だが、翌7月、武藤副社長は土木調査グループに対し、津波対策は先送りし、土木学会に推本津波の検討を依頼する方針を指示した。さらに、東京電力の役員はこのシミュレーション結果を政府に提出せず隠し、2011年3月7日事故発生のわずか4日前に、15.7mシミュレーション結果を国に報告した。

東電役員を免罪したこの判決は深刻な災害が万が一にも起こらないように原発の安全性を確保しなければならないとする伊方最高裁判決を事実上否定したものだ。さらに、このような判断を導く過程で、判決は、電力会社は電力供給義務を負っていたこと、原子力発電は、供給安定性に優れ、クリーンなエネルギー源であるとみなされていたこと、発電所の運転停止措置は、被告人らの一存で容易に指示、実行できるようなものではなかったなどと被告人らの言い訳を追認する判断を繰り返している。まさに、司法が落日の原子力の守護神にでもなったかのような、驚くべきアナクロニズムの判決が下された。

### 推本の長期評価には原発の停止を基礎づける信頼性はないとした誤り

もう一つの判決の決定的な誤りは、2002年の推本の長期評価には原発の停止を基礎づける信頼性はないとした点である。

推本の長期評価は、一般防災のために参考とすべきデータを政府機関がまとめたものである。にもかかわらず、一般防災よりも格段

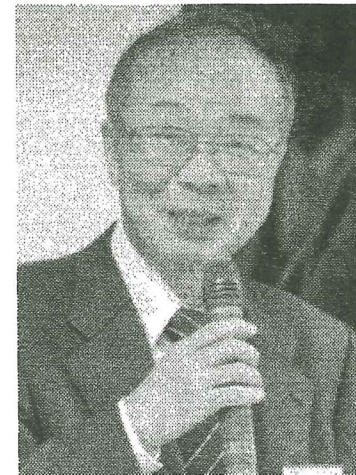
に高いレベルが求められるはずの原発の安全性の確保のために、推本の長期評価を参考として対策しなかったことを事実上免罪したのである。

推本が、国の地震防災対策の基本となる公的な見解であることは判決も否定していない。しかし、判決は推本自身が日本海溝沿いの波源設定については信頼度がCと判断していたこと、専門家の中にも異論を述べるものがいたこと、中央防災会議が防災対策の対象から除外していたこと、中央防災会議の事務局から異論が出されたこと、福島県や茨城県県の津波評価でも、明治三陸沖津波を同県の沖合に置くという評価はなされていなかったことなどを根拠に、直ちに原発を停止させるだけの信頼性はなかったと結論付けた。

しかし、まず、推本の長期評価の策定の過程について、島崎邦彦長期評価部会長、歴史地震・津波の専門家である都司嘉宣委員、内閣府の前田憲二推本事務局員らが、時間をかけて議論を重ね、日本有数の地震、津波学者たちが全員一致で見解をまとめていった過程について詳細に証言したが、このような経過についてはほとんどなにも認定されていない。そして、推本長期評価には、日本海溝沿いの領域で津波地震を小型にした長周期型地震が多く発生しているという理学的な根拠も立証された。この刑事訴訟で否定されたのは、長期評価に直ちに原子炉の停止を求めるレベルの信頼性があったかどうかであるが、東電・国に対する民事の損害賠償訴訟では長期評価は津波対策を動機づける信頼性を持つものであることが例外なく認められてきた。

刑事裁判の資料には、次のような重要なものが含まれている。国の安全審査の中核メンバーであった地震学者の阿部勝征氏の検察官に対する供述調書だ。

「津波評価技術は基準断層モデルを設定していない領域で津波を伴う地震が発生することを否定するものではありませんでしたし、津波評価技術により算出された設計想定津波以上の津波が発生することを否定するもので



阿部勝征東大名教授(故人)  
(NHK広報局2017年報道資料より)

もありませんでした。」「太平洋プレートは一続きになっており、その地体構造に違いは見られないので福島沖から茨城沖でも起こることが否定できず、どこでも発生する可能性がある。」「原子力事業者としては地震本部の長期評価を前提とした対策を取るべきであろうと考えていました。」と述べている。

日本原電では、東電土木グループの示唆に基づいて津波対策工事を進めていたが、東電の対策中止を聞いて、幹部から「こんな対策の先送りでもいいのか」という疑問の声が上がった。東電の酒井GMは、日本原電の安部氏に対して津波対策をやめた理由について「柏崎が止まっているのに、これに福島も止まったら経営的にどうなのかって話でね」と釈明せざるをえなくなっていた。ところが、判決は、国や自治体、他の電力事業者から、原発の停止を求める意見が示されなかったことを免罪の根拠とした。東電がその政治力を駆使して、情報を対外的には隠匿しながら、津波対策を講じないまま運転を継続するために講じた一連の工作を追認したものであり、次なる原発重大事故を準備する危険極まりない論理となっている。

### 原発に求められる高い安全レベルを再確認させ、逆転有罪判決を

2020年1月17日、地震対策と火山灰対策の不備を指摘して伊方原発の運転の差し止めを認めた広島高裁即時抗告審決定が言い渡され

た。原発に求められる安全性のレベルについて、次のような判断を示されている。

「原発について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないという意味での高度な安全性を要求すべきであるという理念については(中略)傾聴に値する(中略)ものがある。」

「原発について、福島事故のような過酷事故は絶対起こさないという意味での高度な安全性を要求すべきであるという理念は尊重すべきものであり、炉規法の改正及び新規制基準の策定においても、事故の発生防止はもちろんのこと、仮に想定外の事象が発生して原発の健全性が損なわれる事態が生じた場合にも、放射性物質が環境へ放出されるような重大事故に至らないようにすることを目的として、各種の対策を強化すべきものとされたのであり、上記理念に通ずるところがあるといわなければならない」

原子力という潜在的に極めて大きな危険性を内包する技術について、日本の裁判所が示した、常識的で、バランスの取れた判断である。

東電刑事裁判の控訴審の課題は、過酷な事故を引き起こせば、社会を崩壊させかねない原子力に求められている高い安全性を裁判所に再確認させ、東電とその役員の責任を明らかにすることではないだろうか。



広島高裁で伊方原発3号機の運転差止めが命じられた  
(写真提供:脱原発弁護団全国連絡会)